

ゴールデンウィークにおける診療体制についてお知らせ

平成 29 年 4 月 29 日～平成 29 年 5 月 7 日

○は診療を行っている日です

	4/29 日	4/30 日	5/1 日	5/2 日	5/3 日	5/4 日	5/5 日	5/6 日	5/7 日
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日
午前	休	休	○	○	休	休	休	○	休
午後	休	休	○	○	休	休	休	休	休
	昭和の日				憲法記念日	みどりの日	こどもの日		

H29年5月8日(月曜日)からは通常通りの診療です。